名称　黒ミ埼灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（黒崎島黒ミ埼）
北緯　三四―一八―〇〇
東経　一二九―一九―二二
変更した事項
灯質　単閃白光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで二九メートル
変更年月日　平成二十六年十一月十三日

名称　玉江港灯台
位置
所在地　山口県萩市（指月山の南西方約一・一キロメートル）
北緯　三四―二四―五三
東経　一三一―二二―一九
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十六年十一月十四日

名称　三瓶高島灯台
位置
所在地　愛媛県西予市（高島北西端）
北緯　三三―二〇―四二
東経　一三二―二二―四〇
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで三八メートル
変更年月日　平成二十六年十一月十五日

名称　那智勝浦鰹島灯台
位置
所在地　和歌山県東牟婁郡太地町（鰹島）
北緯　三三―三六―二二
東経　一三五―五七―四二
変更した事項
灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで二〇メートル
変更年月日　平成二十六年十一月十五日

名称　青方港国家石油備蓄基地シーバース灯
位置
所在地　長崎県青方港（折島三角点の東方約四四〇メートル）
北緯　三二―五九―二六
東経　一二九―〇一―四一
変更した事項
光度　実効光度一、四〇〇カンデラ
光達距離　一〇・〇海里
記事
イ　灯質　モールス符号Ｕ（・・―）白光　毎一二秒に
ロ　光度　実効光度一三〇カンデラ
ハ　光達距離　五・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで八・八メートル
ホ　設置場所　本灯の北方約二三〇メートル及び南南西方約二五〇メートル
ヘ　記事　副灯二個は、本灯に同期している。
二　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構管理
変更年月日　平成二十六年十一月十五日

名称　対馬鼠島灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（鼠島）
北緯　三四―一九―〇三
東経　一二九―一八―〇六
変更した事項
灯質　等明暗白光　明三秒暗三秒
光度　一一〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十六年十一月十七日

名称　本庄港北防波堤灯台
位置
所在地　京都府本庄港（北防波堤外端）
北緯　三五―四五―一六
東経　一三五―一五―一七
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十六年十一月十八日

名称　陸奥塩釜灯台
位置
所在地　青森県三沢市（塩釜）
北緯　四〇―四八―一九
東経　一四一―二三―五七
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで一六メートル　平均水面上から灯火まで三一メートル
変更年月日　平成二十六年十一月十九日

○関東地方整備局告示第八十四号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年三月三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十九年六月三十日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第二百三十二号秦野都市計画道路事業三・四・十号曽屋鶴巻線

三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

関東地方整備局長　越智　繁雄